

平成30年度

第12回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会総会議事録

平成31年3月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第12回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	16件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	23件
議案第5号	千葉県農業委員会事務局処務規程の一部改正について	1件
報告第1号	農地法3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	22件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更について	23件
報告第6号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の現況確認書について	1件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	6件

<出席委員> (15名)

1番 石井 一也	2番 市原 律子
3番 横山 清亮	4番 小川 友安
5番 清宮 惠理子	6番 齊藤 憲次
7番 浅川 政明	9番 高橋 芳和
10番 竹下 洋一	11番 秋庭 重樹
12番 中村 浩道	13番 西郡 高夫
14番 伊原 茂久 (職務代理者)	16番 長谷部 衡平 (会長)
17番 梶本 泉	

<欠席委員> (2名)

8番 長谷川 秀明	15番 齊藤 元治
-----------	-----------

<事務局説明員>

事務局長 松浦 良恵	次長 岡本 茂之
次長補佐 橘 蘭俊朗	農地指導班長 今井 正隆
農地利用最適化推進班長 福島 悟	農地審査班長 江上 章子

開 会 （午前10時00分）

議 長  
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第12回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 13番 西郡 高夫 委員

議席番号 14番 伊原 茂久 委員

のご両名にお願いいたします。

議 長  
(長谷部会長)

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(楢本委員)

ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

本項は第2項及び第3項と関連案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります、中央区南生実町に在住の方々が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、いずれも所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、農業経験の幅を広げるため、農政センターで実施される研修の受講が決まっているとのことですので。

申請地の取得後の作目は、水稻およびハウレンソウを予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料5ページから8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区弥生町2丁目に所在する法人が、義務者であります緑区板倉町に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、当該法人は近接する農地で営農型太陽光発電事業を営んでいる法人の関連会社であり、営農に特化した法人として今後活動していきたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、にんにくを予定しております。

次に第5項です。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります兵庫県神戸市西区に在住の方が、義務者であります若葉区大宮町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、サツマイモ及びタマネギを予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、第4項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

清宮委員

第1項から第3項について、権利者は既に就農している方でしょうか。

事務局

権利者は、ご友人と共同して稲作を経験しておりますが、ハウレンソウにつきましては栽培経験がないため、本市農政センター

にて研修を受講し、栽培技術の習得に努めるとのことです。

清宮委員

第5項について、過去の農業委員会総会において、農地法第3条による許可申請の承認を得られた場合、権利者は住所を本市に移すと伺いましたが、現在は住所を移されたのか、もし移されていないければどのような理由があるのでしょうか。

事務局

権利者につきましては、平成30年11月の第8回農業委員会総会において、若葉区大宮町の4筆について農地法第3条の許可を受けました。本件農地は、前回許可申請時に併せて申請する予定でございましたが、義務者の登記手続きが未了であったため、申請できず遅れてしまい今回の申請に至っているものです。これらの手続きがすべて終了次第転居することと、転居先の確保についても事務局で確認しております。

議 長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を一括して上程いたします。  
事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(橋本委員)

ご説明いたします。  
はじめに議案第2号ですが、第1項から第10項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。  
第1項です。

議案書 4 ページをご覧ください。

資料は 10 ページから 12 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、武石インターチェンジの南に位置する農地です。

農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水は自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。

お手元の資料 13 ページから 15 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材及び車両置場用地とするため使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。

議案書の 5 ページをご覧ください。

お手元の資料 16 ページから 18 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、モノレールスポーツセンター駅から北東に約900メートルに位置する農地です。

駅から1キロ以内の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は住宅が広がっております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土、フェンスを設置して土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。

本件は次の第5項及び第6項と同一の権利者・義務者による申請ではありますが、それぞれ個別に他法令の許可を受け独立して事業を行うものです。従って、一体案件としては扱いません。

関連案件として一括してご説明いたします。

議案書の5ページ及び6ページをご覧ください。

お手元の資料19ページから25ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土堰堤を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第7項です。

議案書の7ページをご覧ください。

お手元の資料26ページから28ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から南東に約2.6キロメートルに位置する農地です。

市街地の区域等から500m以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土、フェンスを設置して土砂の流出を防止します。



他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第8項です。

お手元の資料26ページと29ページ及び30ページを併せてご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、JR誉田駅から南東に約2.6キロメートルに位置する農地です。

市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土、フェンスを設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第9項です。

お手元の資料31ページから33ページを併せてご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから西に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第10項です。

お手元の資料34ページから36ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、京成千原線大森台駅から南東に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土留めを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第11項です。

本件は、次の第12項から14項と一体案件であり、また、議案第3号第1項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書の9ページから10ページ及び12ページをご覧ください。

お手元の資料37ページをご参照ください。

本件に係る転用事業は、当初、特定流通業務施設用地を整備する事案として、平成30年8月に開催された、第5回総会に上程され、その後、合計転用面積が2万平方メートルを超えることから、千葉県知事が許可を行いました。

その後、本件の権利者である、法人が事業承継を行う計画変更申請と5条許可申請が提出され、平成30年12月の第9回総会において審議されたのち、平成31年1月に県知事より承認及び許可がされております。

変更申請の内容は、現在進行中の開発事業において緑地面積を増やすため、事業地に隣接する申請地を特定流通業務施設用地としたい、というものです。

従って、変更前に申請のあった事業計画の内容に変更はなく、5条許可申請地を緑地として事業区域に加えるというものです。これに伴う計画変更内容は事業費が25億1,194万円から25億1,536万円7千円に変更となり、事業面積が2万5,208.95平方メートルから2万6,195.95平方メートルに変

更となりました。

それでは、当初事業計画と併せて今回の申請内容についてご説明いたします。

申請土地は、武石インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続、雨水は浸透槽にて流出抑制後、側溝に接続します。また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律については認定済みで、都市計画法については、現在変更許可申請中です。

本案件は合計転用面積が2万平方メートルを超えることから、許可権限が千葉県農業委員会ではなく、千葉県農業委員会にて意見を決定後、許可の判断は千葉県知事が行うこととなります。

次に、第15項です。

本件は、次の第16項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

お手元の資料38ページを併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地及び道路用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北東に約1.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続、雨水は雨水管に接続します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題ないものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、

意見等ございましたら、お願いいたします。

清宮委員

第10項について、農地転用の理由について近隣の資材置き場を利用している事業者からの要望とありますが、その事業者はどのような事業を行っているのでしょうか。また、その事業者が直接、農地転用の申請をしない理由を教えてください。

事務局

当該事業者が申請しないことに対する理由は把握しておりません。しかしながら、権利者は不動産業を営んでおり、権利者自身が転用事業を行い賃貸するメリットが大きいと当事者間において判断されたものと推測されます。

農地転用の許可基準上確認すべき点は、転用事業実施の確実性であり、その点については、事業者から要望書の提出をもって、確認しております。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は第11項から第14項については許可相当、それを除く議案第2号については許可、議案第3号は承認と決定いたします。

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(橋本委員)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区中野町在住の方の所有する同町の田2筆、合計面積3,131平方メートルを同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は94万円です。

次に第2項は、花見川区検見川町在住の方の所有する緑区平川町の畑5筆、合計面積4,434平方メートルを同区おゆみの中央在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は400万円です。

続いて、第3項から第7項は、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区大草町在住の農家の方が、若葉区富田町在住の5名の方の所有する同町の畑6筆、合計面積5,252平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので設定期間は、いずれも6年です。

続いて、第8項及び第9項は、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区富田町在住の農家の方が、東京都練馬区桜台在住の方、他1名の所有する若葉区富田町の畑2筆、合計面積4,570平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

続いて、第10項及び第11項は、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区みつわ台在住の農家の方が、若葉区富田町在住の2名の方の所有する同町の畑3筆、合計面積5,113平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

続いて、第12項から第23項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。

第12項及び第13項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区犢橋町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積2,397平方メートルを賃借にて借り上げ、同区花見川の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は5年です。

続いて、第14項及び第15項は、農地利用集積円滑化団体の

千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積2,264平方メートルを賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

続いて、第16項及び第17項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積892平方メートルを賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

続いて、第18項及び第19項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、美浜区幸町在住の方の所有する若葉区中田町の畑2筆、合計面積5,247平方メートルを賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

続いて、第20項及び第21項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、緑区平川町在住の方の所有する同区高田町の畑2筆、合計面積5,304平方メートルを賃借にて借り上げ、中央区今井町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第22項及び第23項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、緑区平川町在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積4,000平方メートルを使用賃借にて借り上げ、若葉区加曽利町の農家の方に使用賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第1項から第23項までの合計面積は4万2,604平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合

し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。  
説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

西郡委員

第12項について、年間の賃借料が42万円と高額のように思われます。

事務局

この金額で権利者と義務者が合意されたとのことでした。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第5号「千葉市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程します。

本議案は、農業委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、事前審査会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりませんので、再度、事務局からご説明をお願いします。

事務局

議案第5号「千葉市農業委員会事務局処務規程の一部改正」についてご説明します。

本議案については、農業委員会総会で審議する案件として、農地法等の申請を事前に審査する事前審査会では審議しておりません。

議案書の別冊 1 ページをご覧ください。

農業委員会事務局処務規程とは農業委員会事務局で処理をする事務について定めた規程です。

農業委員の皆様には 2 月の総会で、農地利用最適化推進委員の皆様にはお手紙でお知らせさせていただきましたが、4 月から農業委員会事務局の組織体制が変更になることに伴う改正です。

主な内容は 2 点です。

1 点目ですが、農業委員会事務局長は、現在、市長部局の農政部農地活用担当部長という職も兼ねておりますが、4 月から農業委員会事務局長は農政部長が兼務することとなりましたので、その部分の改正を行うものです。

2 点目は、今までは農業委員会事務局長が農地法の届出事務などを決裁して、報告案件として農業委員会総会にご報告しておりましたが、今回の組織改正に伴い専決区分の見直しを行い、農地法の届出等の事務について農業委員会事務局次長が決裁を行い、総会に報告するという改正を行うものです。

具体的な改正内容は、別冊の 1 ページ 2 ページにその内容、続いて新旧対照表と改正後の処務規程がそれぞれございますので後程ご覧頂ければと思います。

議案第 5 号の説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

横山委員

第 1 点目について、改めて見直しの経緯についてご説明をお願いします。また改正されることにより今後、具体的にどのような点が変わるのかを教えてください。

事務局

平成 31 年 4 月 1 日より組織改正が行われ、農業委員会事務局長が農地活用担当部長から農政部長による兼務に変更になることによるものです。農政部長は農業委員会事務局をはじめ、農地活用推進課、農政課、農政センターの業務についても確認する必



要があり、非常に広範囲を所管することになります。

そのため、農地法の届出等の事務につきましては農業委員会事務局の事務を専任することができる農業委員会事務局次長に決裁の権限を委譲することで十分な確認ができると判断しました。

梶本委員

農業委員会は市長部局から独立した行政機関であり、農業委員会会長が市長に対して意見書を提出しています。そのため、農政部長が農業委員会事務局長を兼務することになると、意見書を自らの組織に提出することになるように思われます。

事務局

確かにそのような懸念があると思いますが、あくまでも農業委員会事務局長としての業務と農政部長としての業務は完全に独立して行うこととなりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議 長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等がないようですので、採決いたします。  
事務局の説明のとおり、処務規程の一部改正について賛成の方は、挙手願います。

議 場

———— 挙手 ————

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。  
事務局よりご説明をお願いします。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。  
議案書の26ページをご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、3件ございました。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によ

り、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の29ページまでに14件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の32ページまでに22件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、議案書の35ページまでに23件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の36ページをご覧ください。

報告第6号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の現況確認書について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか土地所有者から証明願があったもので、1件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、6件ございました。

内容につきましては、2月の総会で審議されたもので、2月15日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

——— 質問・意見なし ———

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議長  
(長谷部会長)

以上をもちまして、平成30年度第12回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会（午前11時40分）